

## 渋谷区児童発達支援センター—給食搬入特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	渋谷区	
区域の範囲：	渋谷区の全域	
特区の概要：	<p>本区における課題は、多様化・複雑化する子どもやその家族の課題に対する支援体制、障がい児とその家族を適切な支援機関につなぐ相談機能の不足であるため、児童発達支援センターを設置し、障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行う体制を拡充する。</p> <p>本特例措置の活用により、調理スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となるほか、事業運営コストの合理化を図り、センターの人員配置や事業拡大に資金を充てることが可能となり、経営の安定と質の高い療育の充実が期待される。</p>	
適用される規制の特例措置：	<p>・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業</p>	



療育の様子（制作）



療育の様子（運動）